

Title	今本『礼記』の篇次構成について
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 2010, 50, p. 135-153
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60981
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

今本『礼記』の篇次構成について

井上 了

はじめに

一、『礼記』の成立過程

今本（四十九篇本）『礼記』の成立時期や編纂意図については今なお定論を見ず、鄭玄以前における『礼記』の実態はもはや明らかとしたい。『礼記』そのものについていえば、現存する『礼記』は鄭注四十九篇本を最古とし、検討すべき資料としてこれより古いものは（若干の佚文を除いて）見出せない。目錄学的にいえば、『礼記』成立に関する『漢書』『後漢書』『經典積文』『隋書』などの記述がそもそも矛盾しており、これらに対する整合的な理解は不可能である。

しかし本稿では敢てこの古い問題を取り上げて再検討し、とくに現行本『礼記』の構成そのものや鄭注によっていくつかの仮説を提示したい。

『漢書』などを検する限り、「礼記」の書名は前漢元帝期（前四〇年頃）以降によく見える。しかし『漢書』や『白虎通』（七九年頃）が引く『礼記』は今本四十九篇のそれと大きく異なっており（注し、前漢末から後漢初にかけて今本のごとき『礼記』四十九篇は未だ成立していなかったか、すくなくとも『礼記』として主流の地位を占めてはいなかったと判断される。そもそも戴聖が『礼記』四十九篇を刪定したとする『隋書』説には時系列に矛盾があつて成り立ちがたい（毛奇齡『経問』など）。

（戴徳・戴聖と『礼記』『大戴礼記』）

『漢書』は戴徳・戴聖による『大戴礼記』『礼記』の刪

定を言わず、儒林伝などに見える「大戴礼」「小戴礼」の『儀礼』学たることは明らかである。同じく『漢書』の礼楽志は「河間献王采礼乐古事、稍稍增輯至五百余篇」とし、芸文志は「記百三十一篇」などの諸書を載せるが、いわゆる『(小戴)礼記』・『大戴礼記』に関する記事は見えない。これらによる限り、前漢末に四十九篇ないし四十六篇の『礼記』が存在したとは考えがたい。『論衡』が引く『礼記』にも今本にない文や「礼記瑞命篇」といった篇名が見え、王充(一七一年〜一〇〇年頃)の見た『礼記』もおそらく今本とは異なるものであつたらう。

鄭玄(一二七年〜二〇〇年)の『六芸論』に至ると、戴徳に出る『大戴礼』八十五篇と戴聖に出る『礼(記)』四十九篇との存在を明記する。ただしこれは彼らが八十五篇や四十九篇を「伝」えたとするのみで、二戴による「删定」をいうものではない。

・戴徳伝『記』八十五篇、則『大戴礼』是也。戴聖伝『礼』四十九篇、則此『礼記』也。(『礼記正義』引『六芸論』)

仲長統(一八〇〜二二〇)は『周礼』為礼之經、而『礼記』為礼之伝。という認識を述べて『儀礼』を軽視するが、その引く『礼記』も今本と基本的に一致する(『統漢

書』祭祀志注引)。四十九篇の『礼記』は『白虎通』『論衡』以降かつ鄭玄以前に流布しはじめたもので、その成立は後漢中期以前となる。

降つて晋の陳邵に至ると、はじめて二戴による両記の删定を言う。また『經典釈文』は四十九篇のそれぞれについて『別録』における属部を明記し、『別録』所載『礼記』の篇次が鄭玄本と同じことを特記する。

・陳邵『周礼論』序云、戴徳刪古礼二百四篇為八十五篇、謂之『大戴礼』。戴聖刪『大戴礼』為四十九篇、是為『小戴礼』。(『經典釈文』)漢劉向『別録』有四十九篇、其篇次与今『礼記』同。(自注)

これらによれば前漢末すでに現行本と同じ篇次の『礼記』四十九篇が存在したこととなる。しかしそもそも『七略』に基くはずの『漢書』芸文志が四十九篇本『礼記』を載せておらぬ以上、『七略』や『別録』にこれが著録されていたとも考えがたい。

二戴删定を疑う者の多くは、陸徳明が見た『別録』の四十九篇に関する記述を後世の追記だろうとする(注2)。

逆に二戴删定を肯定する者の多くは、漢志の「記百三十一篇」に両戴記が包括されていたため別に掲出しなかつたと考える(注3)。『別録』『漢書』『六芸論』などの基本

資料において『礼記』成立に関する記事がすでに矛盾する以上、これら資料の検討によって確実な結論に至ることがそもそも不可能だと言えよう(注4)。だがもう暫く、目録や周辺資料を検討したい。

(『記』百三十一篇と『礼記』四十九篇)

『漢書』や『白虎通』を検すれば、そこに引かれる『礼記』が現行の四十九篇本と異なることは疑えない。これはひとまず『漢書』にいう「記百三十一篇」に連なるテキスト(群)とみて大過なからう。

まず、漢志に載せる『記』が「百三十一篇」というキリのよい数であるのは、劉向校書の結果かと疑われる。そもそも漢志の「記百三十一篇」は、「曲台之記」(注5)といった固有の書名や「王史氏」(漢志)のごとき著者名も与えられていない。おそらく秘書や民間の雑多な「記」を蒐集対校し重複を除くなどして百三十篇にまとめ、序録一篇を加えて百三十一としたものであろう(注6)。『記』が劉向新定のテキストならば、これはすでに閉じられ固有名を与えられていた『曲台記』『明堂陰陽記』などとはその性格を異にする。

翻って、今本『礼記』はすくなくとも『楽記』などをその中に取り込んでおり、劉向本『記』とは別個の文献

と考えられる(注7)。たとえば祭法篇がその後半に祀典篇を合綴しており、文王世子篇が周公踐阼篇を合綴しているといった現象は、今本『礼記』が先行する「記」諸篇(すでに合鈔されていた)をそのまま取り込んでおり、厳密な校定を経っていないことを示す(注8)。四十九篇本は、先行する「記」群から適当に取材し、また『楽記』や古文『儀礼』さらには『子思子』といった諸子書からも取材・節録して編まれたものであろう。

(後漢書橋玄伝の信ずべからざること)

鄭玄以前における四十九篇本『礼記』に関する記録としては、まず『後漢書』橋玄伝がある。

・橋玄、字公祖、梁国睢陽人也。七世祖仁、従同郡戴德学、著『礼記章句』四十九篇、号曰「橋君学」、成帝時為大鴻臚。祖父基、広陵太守。父肅、東萊太守。(『後漢書』橋玄伝)

これによれば、橋玄(一〇九年〜一八四年)の七世祖にあたる仁が前漢末の戴徳に学び『礼記章句』四十九篇を著したという。すなわち「四十九篇」のまとまりは前漢末すでに存在したということになる。

しかし『漢書』によれば、橋仁が師事したのは戴徳で

はなく戴聖で、しかも橋仁が大鴻臚になったのは成帝時ではなく平帝の元始二年とされる。

・小戴授梁人橋仁季卿・楊榮子孫。仁為大鴻臚、家世伝業。……小戴有橋・楊氏之学。(『漢書』儒林伝孟卿)

・大鴻臚橋仁。(『漢書』百官公卿表下、元始二年)

また蔡邕「大尉喬玄碑」は橋仁を橋玄の七世祖ではなく曾祖父としており、しかも蔡邕は橋仁・橋玄と『礼記』との關係に一切言及しない(注9)。「漢書」にいう「橋氏之学」とはむろん今文『儀礼』学であろう。要するに橋仁に關する『後漢書』の記事は信じがたく、粉飾された家伝に取材したものかと疑われる(注10)。「世説新語」注引『続漢書』は橋玄について「少治『礼』及『嚴氏春秋』」とするが、その家学たることを言わない。

(曹氏の『礼記』四十九篇)

四十九篇本『礼記』に關する次の記事は、曹褒(？)一〇二年)についてのそれである。褒の父であった曹充は光武帝期から明帝期にかけて『儀礼』慶氏学をもって活躍して『章句』を作ったといい、子の褒は『礼記』四十九篇を「伝」えたという。

・建武中、曹充習慶氏学、伝其子褒。遂撰『漢礼』。(『後漢書』儒林伝)

・曹褒、字叔通、魯国薛人也。父充、持『慶氏礼』、建武中為博士。……顯宗即位、……拜充侍中。作『章句』『弁難』。於是遂有慶氏学。……(曹褒)作『通義』十二篇、『演經雜論』百二十篇。又伝『礼記』四十九篇、教授諸生千余人。慶氏学遂行於世。(『後漢書』張曹鄭列伝)

『後漢書』は曹褒について「伝『礼記』四十九篇」とし、『六芸論』は戴聖について「伝『礼』四十九篇」とする。これらがたまたま同数の篇を持つ別個の文献であったとは考えがたい(注11)。ひとまず『後漢書』張曹鄭列伝を信ずれば、四十九篇本『礼記』はそもそも戴氏ではなく慶氏学に出、曹褒の時点ですでに四十九篇を備えていたこととなる。その編者は曹充ないし曹褒かと疑われよう。彼らは慶氏礼を標榜したがとくに師法を墨守したとは見えず、新たに『章句』を作り『漢礼』を撰するなどしている。褒の字「叔通」は叔孫通を慕ったもので、彼らが今本『礼記』のごときテキストを編んだとしても自然ではなからう。しかし曹褒の『礼記』もすでに失われており、その実態は明らかとしたい(注12)。

『後漢書』 張曹鄭列伝	曹充が「慶氏礼」 ^{おさ} を持 ^も て「章句」を作った。 曹褒が『礼記』四十九篇を伝えた。
『六芸論』	戴聖が『礼』 ^{てい} 四十九篇を伝えた。
『後漢書』 儒林伝	戴徳 ^{たいとく} に学んだ橋仁が『礼記章句』四十九篇 を著した。

鄭玄は、当時の顕官であつた橋玄の祖先がたまたま小戴に師事し「橋氏之学」を以て称されていたため、当時おこなわれていた『礼記章句』を橋氏に出るものと誤解したのではなからうか。あるいは橋玄自身がそのように称した可能性もあろう。

(馬融・盧植の四十九篇本)

断片的にせよ現存する四十九篇本『礼記』および注釈としては、馬融(七九年〜一六六年)および融の弟子であつた盧植(？〜一九二年)のそれを最古とする^(注13)。盧植は熹平石経が建立された際(一七五年)、通行の『礼記』に回縷が多いとして碑文の刊正を願ひ出たとされる。

・盧植……作『尚書章句』『三礼解詁』。時始立太学石経、以正五经文字。植乃上書曰「臣少従通儒故南郡太守馬融受古学、頗知今之『礼記』特多回縷。臣前

以周礼諸経^(注14)、発起式謬、敢率愚浅、為之『解詁』、而家乏、無力供繕写上。願得将書生二人、共詣東觀、就官財糧、専心研精、合『尚書』章句、考『礼記』失得、庶裁定聖典、刊正碑文。……」(『後漢書』盧植伝)

もちろん熹平石経に刻されたのが『礼記』ではなく『儀礼』であつたならこの上書そのものが疑わしいのだが^(注15)、すくなくとも馬融が盧植に伝えた『礼記』が当時通行の『礼記』とは異なつていたことを、この記事は示唆していよう。『經典釈文』(あるいは陳邵説か)の

・後漢馬融・盧植、考諸家同異、附戴聖篇章、去其繁重及叙略而行於世。即今之『礼記』是也。

という記述も、馬融・盧植が刪定した『礼記』が当時通行のそれとは異なつていたことを傍証する。当時は馬融本よりも「繁重」「回縷」で、かつ「叙略」を附した『礼記』が通行していたのだ。

もしも馬融の『礼記』四十九篇が曹褒に由来するならば、馬融はこれを曹褒あるいはその門人あたりから得たのだろうか^(注16)。いずれにせよ、曹褒がはじめて世に出した四十九篇本の『礼記』は、曹褒自身の弟子「千余人」や

馬融の弟子「常有千數」さらには鄭玄の弟子「數百千人」
よつて急速に「行於世」していったのだろう。

『五經異義』引「戴礼」「大戴礼」

今本『礼記』を後漢慶氏礼学派に帰し、これを小戴刪定とする説を鄭玄に出るとするならば、この想定を妨げる事実として、許慎『五經異義』が「戴礼」「礼戴説」あるいは「大戴礼説」などをしばしば引用していることを指摘しておかねばならない。許慎は橋玄よりも古い世代に属し、『説文解字』が一〇〇年に成立しておれば許慎の活躍時期は曹褒（一〇二年没）と重複する。

『五經異義』はたとえ以下のような引用をする。

- ・『異義』、礼戴説、刑不上大夫。〔『礼記正義』曲礼上〕
 - ・按『異義』、礼戴説王制云、五十不従力政、六十不与服戎。〔『礼記正義』王制〕
 - ・『五經異義』曰、大戴礼説礼器云、寵者、老婦之祭。
- 〔『太平御覽』五百二十九〕

これらを一見すると、許慎や曹褒の時すでに王制や礼器などの篇を含む『礼記』や『大戴礼』が存在しており、しかもこれらが戴氏や大戴氏に出るものと観念されていたようにも考え得る。

しかし『五經異義』は他にも「今尚書夏侯歐陽説」「今韓詩説」「古詩毛説」「今春秋公羊説」「古左氏春秋説」などを引いており、これらは「今文『尚書』夏侯歐陽説」「今文『詩』韓説」「古文『詩』毛説」「今文『春秋』公羊説」「古文『春秋』左氏説」と解される。これらに倣えば「今礼戴説」とは「戴氏の『礼記』ではなく「今文『儀礼』の戴氏説」を意味しよう。「今大戴礼説」も同様に、いわゆる『大戴礼記』ではなく「今文『儀礼』の大戴氏説」を指すものとして大過ない。さらにたとえば

- ・故『異義』、礼戴引此郊特性云、又匡衡説支庶不敢薦其禰、下士諸侯不得專祖於王。〔『礼記正義』郊特性〕
- ・按『異義』、寵神、今礼戴説引此燔柴盆瓶之事。〔『礼記正義』礼器〕

などとあれば、「礼戴」が『礼記』を引用していること、つまり『五經異義』の引く「戴礼」「礼戴説」などが『礼記』のものではないことがさらに明瞭となる。「礼戴説」「礼大戴説」が二戴の自著か後学の増補附会したテキストかは不明だが、これらが「王制」「郊特性」などを引いていることは、前漢末から後漢前期にかけてこれらの篇が成立していたこと、および今文『儀礼』戴氏学派がこれらを参照していたことを示すのみで、許慎の当時す

に『礼記』が四十九篇本としてあったと証するものではない。さらにまた

・又『異義』……謹案礼王度記曰、天子駕六、諸侯与
卿同駕四、大夫駕三、士駕二、庶人駕一。(『毛詩正義』干旄)

・礼記曰、知天文者冠鷩。(『説文解字』鳥部鷩)

などとあれば、許慎が見た『礼記』はなお現行本とは異なるテキストであつたろう。

(鄭玄四十九篇本の馬盧本なること)

鄭玄は馬融の門人を以て称され、その『礼記』注は「鄭亦附盧馬之本、而為之注」(『釈文』)とされる。『釈文』『正義』は鄭本と盧本との異同をいくつか指摘しており、これによって鄭玄の用いた底本を盧植本ではないとする説もある。しかし鄭本と盧本との異同として確実なものも曲礼上篇の二条のみで(注1)、鄭注の引く或文(後述)が二百条程度であるのに比較すれば量としてほとんど無視し得る。また鄭注はこの二箇所のいづれについても或文を指摘しない。よって鄭玄が用いた『礼記』は馬盧本であつたと判断して差し支えあるまい。

だが鄭玄は、馬融に「少従」していた盧植とは異なり、

馬融からはじめて『礼記』学を受けたわけではない。鄭玄は張恭祖から夙に『記』を受けており、後に入関して馬融に師事したのだ。

・鄭玄、字康成、北海高密人也。……師事京兆第五元先、始通『京氏易』『公羊春秋』『三統曆』『九章算術』。又從東郡張恭祖受『周官』『礼』『記』『左氏春秋』『韓詩』『古文尚書』。以山東無足問者、乃西入関、因涿郡盧植、事扶風馬融。(『後漢書』鄭玄伝)

であれば鄭玄が、馬融・盧植から受けた『礼記』とは別に張恭祖に出る『礼記』のテキストも持っていたことは当然で、これら二本の『礼記』には相当の異同があつただろう(注2)。

二、『礼記』鄭注の「或為」「或作」について

これを念頭に『礼記』鄭注を見れば、鄭注が「某字、或作某字」「某字、或為某字」などとして別本との異同を多く掲げていることが注目される。もつとも鄭玄の他の注釈にも、「故書」「今書」(『周礼注』)・「今文」「古文」(『儀礼注』)・「魯」「古」(『論語注』)といった別本との校合は散見するが、『礼記』注のそれは、別本の名を具体

的に挙げずただ「或為」「或作」などとする。鄭玄の参照した或本はやはり固有名を持たぬテキストであった。なお曲礼下・玉藻・雜記上・喪大記・緇衣・投壺・大學・聘義については二種の或文が指摘されており、すくなくともこれら八篇について鄭玄は、底本（馬盧本）を含めて三種以上の『礼記』本文を参照し得た。

『礼記』鄭注が引く或文については兪樾「礼記異文箋」がすでに一八九条を掲げて論じている。しかしその考証は音通・仮借の解明に主眼をおくもので、いくつかの失検も認められる^(注19)。王夢鷗『鄭注引述別本礼記考釈』（台湾商務印書館、一九六九年）は兪樾を踏まえて一九五条の異文を挙げ、盧植本や王肅本との比較なども行っている^(注20)。

筆者は先に、『大戴礼記』佚名氏注の引く「曲礼」が現行本『礼記』ではなく鄭注引或本に一致することを指摘し、これが『礼記』ではなく『大戴礼記』の曲礼篇である可能性を述べた^(注21)。隋唐以前における『大戴礼記』の実態はなお不明とせざるを得ないが、後漢期に存在した様々な「記」から（『礼記』とは別に）まとめたものだったかと疑われる。その内には『礼記』に採用されなかった所謂『逸礼』『逸礼記』もあり、また『礼記』と重複する篇についても馬盧本とは異なるテキストが採られる

こともあつたらう。すくなくとも「戴徳が刪定した『大戴礼記』をさらに戴聖が刪定して『礼記』とした」という説には従いがたい。

（或文出現率の偏差とその原因）

『礼記』の全文約九万七千字^(注22)を二百程度の或文で単純に除すれば、或文の出現率は『礼記』の本文五百字あたり一となる。これにたまたま適合する例として、楽記（約五千二百字）には十二の或文が、郷飲酒義（約一千一百字）には二の或文が認められ、また千字未満である服間・三年間・冠義・昏義・燕義の或文はゼロ、同じく千字未満の喪服四制は或文が二である。母数の小ささを考慮すればこれは誤差の範囲として十分に許容されよう。仮にこれらを基準とすれば、たとえば郊特性（約二千九百字）の或文十四や喪大記（約三千四百字）の或文十六は多すぎ、逆に王制（約四千四百字）の或文五や曾子問（約三千五百字）の或文一、文王世子（約二千二百字）の或文ゼロは少なすぎる。

王制篇は前漢文帝期の『王制』三篇を踏まえたもので、その成立は前漢中期以降かつ王莽以前となる^(注23)。王制篇の成立から鄭玄に至るまでの流布期間是他篇のそれよりも短く、伝写の過程で或文が生じる機会も少なかった

と予想される。王制篇の或文の少なさは、同篇の成立が他篇よりも遅れることを反映すると解し得よう^{注24}。

ただし鄭注の掲げる或文の大部分は、普通・仮借（曲礼上「丈或為杖」・同下「是或為氏」など）あるいは形訛・壞字（曲礼上「遷或為遷」・同下「傾或為側」など）で説明できる。明らかに別系統のテキストを予想させる「交遊或為朋友」（曲礼上）・「阼或為堂」（坊記）・「事或為身」（表記）のとき或文はさほど多くはなく、しかも曲礼・檀弓や郊特性・問喪など特定の篇に偏っている。成立が比較的新しいと思われる学記や大学などには却って多くの或文が見えるが、その大部分は「依或為衣」（学記）・「閔或為文」（儒行）・「矩或為巨」（大学）といった字形の簡繁にとどまる。ただいづれにせよ、或文そのものが少なきに過ぎるため、これをさらに細かく分類して統計的に分析するがごとき方法は有効ではあるまい。

（他書との校合）

今本『礼記』の文王世子や祭法が複数の「記」を合綴したものであることは上述した。そして鄭注は、これら兩篇に対して或文をまったく指摘しない。むしろ祭法は九百字に満たず他本に或文が無かった可能性もあるが、二千字を超える文王世子にも或文が無いことは注意して

よい^{注25}。王莽らはなお「礼記祀典」として今本祭法文を引いており（『漢書』）、祭法と祀典との合綴は前漢末あるいは後漢にまで降る可能性もある。今本祭法や文王世子の完成（合綴）から鄭注成立までの期間がきわめて短かく、別本が派生するに充分な期間がなかった、という可能性を議論できよう。

むしろ鄭玄が合綴以前の祀典や周公踐阼などを見ていた可能性はあるが、だとしても鄭玄はそれらを合綴後の文王世子などと校合はしなかった。すなわち、鄭玄は合綴前の『記』諸篇と合綴後の今本『礼記』諸篇とを別物だとみなしていたと推測し得る^{注26}。

鄭注が、『礼記』と内容の共通する「記」諸篇すら校合の対象としないものであったならば、『荀子』などの他書も鄭注の校合対象ではなかったと予想されよう。周知のごとく、『礼記』楽記と『荀子』楽論や『史記』楽書、あるいは『礼記』三年問と『荀子』礼論など、『礼記』と『史記』『荀子』『大戴礼記』などとの間には密接な対応が認められる。しかし鄭玄は実際、『礼記』と『荀子』などとの異同を指摘しない。鄭玄が『荀子』（『孫卿新書』）を見ていたかは未詳だが、すくなくとも『史記』（『太史公書』）は見えていたはずで（たとえば檀弓注に孔子弟子列伝を引く）、鄭注はあくまでも或本『礼記』との異同のみを

指摘しているようだ。

ただし鄭注は、月令篇については或文をいっさい挙げず、却つて「今月令」との異同を多く指摘する^{注27}。鄭注の引く「今月令」には今本『呂氏春秋』十二紀や『淮南子』時則訓の本文に一致するものも多いが、必ずしもこれらと緊密に対応するわけでもない。また「今月令」が『呂氏春秋』に一致せず却つて『明堂月令』に一致する例もある^{注28}。『礼記』から『呂氏春秋』へ、あるいはその逆と言つた直接の継承関係はほとんど想定しがたい。

三、今本『礼記』の篇次構成

鄭注本『礼記』は四十九篇本であり、この篇数は今本のそれに等しい。鄭注成立後にもなお構成が動かされた可能性は指摘されているが^{注29}、ひとまず今本『礼記』の篇名・篇次を所与のものとして見れば、そこから直ちにいくつかの特徴を看取できる。

(今本『礼記』の上下二分すべきこと)

まず、今本『礼記』のうち経解第二十六より前(「前半部」と仮称)と、哀公問第二十七より後(「後半部」と仮称)とでは、その編纂・配列の意図が異なるように見え

る。

たとえば前半部の学記第十八・楽記第十九・雜記上第二十・同下第二十一・喪大記第二十二は「○記」と題する篇をその内容にかかわらず一箇所へ寄せたもののごとくであり、続く祭法第二十三・祭義第二十四・祭統第二十五も同様に「祭○」なる篇を寄せたものと見なし得る^{注30}。これに対して後半部のたとえば奔喪第三十四・問喪第三十五・服問第三十六・間伝第三十七・三年問第三十八は、その篇名にかかわらず内容によつて喪礼に関する文献を一箇所へ寄せた(あるいは単行本を丸ごと取り込んだ)もののごとくで、また坊記第三十・中庸第三十一・表記第三十二・緇衣第三十三は、たとえこれを『子思子』とする沈約説が無くとも、孔子語録が一箇所にまとまっていることは明らかだ^{注31}。坊記や表記が前半部の「○記」グループに寄せられていないことも、前半部と後半部が別の手によつて配列されたこと、言い換えれば、別個に編纂された前半部と後半部とが後次的に接合されたことを示唆する^{注32}。冠義第四十三・昏義第四十四・郷飲酒義第四十五・射義第四十六・燕義第四十七・聘義第四十八が『儀礼』の伝であることは朱子を待たずとも明らかだろう。ついでながら、冠義以下六篇の配列は『儀礼』の大戴本や小戴本よりも劉向本の篇次に適合

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	第
経解	祭統	祭義	祭法	喪大記	雜記下	雜記上	樂記	學記	少儀	大伝	喪服小記	明堂位	玉藻	内則	郊特牲	礼器	礼運	文王世子	曾子問	月令	王制	檀弓下	檀弓上	曲礼下	曲礼上	篇名
前半の後序?		〔祭〇〕を一括		〔〇記〕を一括																						
七二五	二、七八三	三、五二一	八六七	三、三七二	二、九一五	一、六四四	五、二二六	一、二二九	一、五四四	一、八一一	一、六六六	一、〇〇六	二、六一一	三、八〇〇	二、九二四	二、三四二	二、八三〇	二、二四三	三、五一二	五、〇八四	四、四三五	五、〇六九	五、〇二二	二、一三九	三、五四五	字数(概算)
1(1)	4(6)	4(7)	0(2)	16(7)	6(6)	6(3)	12(10)	6(2)	4(3)	1(2)	1(3)	3(2)	11(5)	12(8)	14(6)	6(5)	4(6)	0(4)	1(7)	一(10)	5(9)	9(10)	3(10)	7(4)	10(7)	或文教(予想)
					12(9)	上下計																12(20)	上下計	17(11)	上下計	

49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	第
喪服四制	聘義	燕義	射義	鄉飲酒義	昏義	冠義	大學	儒行	投壺	深衣	三年問	間伝	服問	問喪	奔喪	緇衣	表記	中庸	坊記	孔子問居	仲尼燕居	哀公問	篇名
後半の後序?		『儀礼』の伝										孔子と魯哀公や子夏らとの問答											
六四八	八二七	四五七	一、〇〇七	一、一一一	七四二	三四二	一、七五三	一、〇四四	六三三	二二六	五一四	四九六	四〇九	六九七	一、〇六七	一、五四九	二、五四六	三、五六八	一、七八〇	七〇〇	一、〇八四	一、一一二	字数(概算)
2(1)	4(2)	0(1)	7(2)	2(2)	0(1)	0(1)	9(4)	5(2)	4(0)	4(0)	0(1)	2(1)	0(1)	4(1)	0(2)	5(3)	5(5)	10(7)	2(4)	0(1)	0(2)	0(2)	或文教(予想)
	13(9)	六篇計									6(6)	五篇計				22(19)	四篇計			0(6)	三篇計		

「或文教」の「予想」とは、本文字数を五百で除した商。大字は「予想」と実際の或文教との乖離が大きなもの。

的で、この部分の編纂（配列の確定）が劉向校書よりも遅れることを予想させる（注33）。

『礼記』をこのように二分するならば、礼の価値や効用についてマクロな説明をしている経解第二十六は前半部の総序としてその末尾に置かれたものと解し得、また喪服四制第四十九のうちすくなくとも冒頭部分については、経解と同様、礼についての概説と見なし得る。古い書物において序文が末尾に置かれ、後次的な附加が冒頭へ重ねられていくのは一般的な現象だ（注34）。

後半部の冒頭に位置する哀公問第二十七・仲尼燕居第二十八・孔子間居第二十九はいずれも孔子にかかわる問答の体裁をとり、『荀子』『大戴礼記』とも密接に関係する。『大戴礼記』の曾子十篇が『曾子』に取材したもので、『礼記』の坊記等四篇が『子思子』に取材したものであれば、『礼記』哀公問等三篇も何らかの孔子語録から一括して取り込まれたものである。哀公問等三篇・坊記等四篇をそれぞれ独立した孔子語録から取り込んだもの、奔喪等五篇をやはり独立した喪礼書から取り込んだもの、冠義等六篇を『儀礼』の注釈書から取り込んだもの、と考えれば、後半部に固有の構成はほとんど無くなってしまう。

（哀公問等三篇の位置）

哀公問等三篇についてなお指摘すべきこととしては、鄭注がこれら三篇について或本との異同をまったく指摘しない、ということがある。哀公問・仲尼燕居はそれぞれ約一千一百字、孔子間居は七百字と短く、これらの篇それぞれに或文が無いことは不自然ではない。しかし、この連続する三篇約二千九百字を通じて或文がゼロということはやはり注意すべきであろう。ちなみに『白虎通』などは多く礼記（礼某某記）を引用するが、哀公問等三篇は『白虎通』や『漢書』にも引かれない（注35）。これらはもつとも遅れて『礼記』に組み込まれたものか。なお仲尼燕居篇には盧植の注があり（孔疏引）、馬盧本にはすでに同篇が存在したらしい。

これら三篇は、その名からして他の『礼記』諸篇とは異質であり、その「こなれていない」篇名はむしろ『大戴礼記』諸篇のそれに近い印象を受ける。『礼記』哀公問と『大戴礼記』哀公問於孔子や『荀子』哀公との関連は改めて指摘するまでもないが、哀公問と哀公問於孔子の異同は助字（「以」など）の有無や同義字（「則」「即」「此」「是」など）のレベルにとどまり、他の類似する篇（『礼記』投壺と『大戴』投壺・『礼記』経解と『大戴』

「礼察など」がなお相当の食い違いを示すのに較べれば、「完全に一致する」と称して差し支えない^(注36)。これら兩篇はその完成の直後に『礼記』『大戴礼記』へ組み込まれたもので、哀公問等三篇は『礼記』中もつとも新しい部分と考えられる。ただし最新の篇がその中央部に挿入されるといふ操作は想定しがたく、これは『礼記』後半部編纂の最終段階でその冒頭に付加され、前半部との合綴によって『礼記』の中央部を占めるに至ったものであろう。

最近の郭店簡・上博簡の出土によって、『礼記』『大戴礼記』諸篇の古さがしばしば強調されるようになった。とくに孔子間居については、戦国中期すでに「孔子と子夏との問答」という形式を備えていたことが『民之父母』出土によって明らかとなった。しかし一方で、孔子間居が現在の形に完成したのは『韓詩外伝』以降であるともされ^(注37)、上にみたようにその完成は『礼記』成立の直前すなわち前漢最末あるいは後漢にまで降る可能性もある。『礼記』『大戴礼記』諸篇の「素材の古さ」と「完成の新しさ」が矛盾しないことが改めて諒解されよう。

まとめ

四十九篇本『礼記』の成立時期については諸説あるが、確実に遡れるのは馬融・盧植までとするのが穩当である。班固・王充や許慎はなお今本とは異なる『礼記』を用いていたのであって、前漢末すでに四十九篇本『礼記』が刪定されていたと必ずべき根拠は乏しい。『礼記』『大戴礼記』を二戴に帰す説は鄭玄に始まり、これは橋氏が戴氏礼を家学としていたことに誤られたものかと疑われる。現行本『礼記』は、前半の二十六篇と後半の二十三篇とに大別できる。これらを合綴して四十九篇とした者は不明だが、冠義以下六篇の配列は大戴本や小戴本よりも劉向本の『儀礼』に適合的で、また今古文を交える今本のごとき『礼記』を今文『儀礼』の博士であった戴徳や戴聖が使用したとは思われない。今古文の雑揉が充分に進行した前漢末期以降に四十九篇本『礼記』は纂まれたものである。明帝期の曹褒はすでに『礼記』四十九篇を伝えており、あるいは曹褒ないし父の曹充がこれを定めたものか。

『礼記』後半部の冒頭に位置する哀公問等の三篇は、『礼記』中もつとも新しい。だが孔子間居は上博簡『民之父母』に連なる古い篇でもあって、これは郭店『緇衣』などと同様、『礼記』に含まれる諸篇の長期間にわたる編纂(いわゆる「原初的な成書」)から漢代における「完成」

までの長さ)を示すものである。そもそも『礼記』とは一部の叢書であつて、叢書の編纂時期とそれに含まれる個々の篇の成立時期とは峻別されねばならない。さらに個々の篇についても、その「原初的な成書」と「完成」とは峻別されるべきで、「この篇が述べる思想は戦国期のものだ。故にこの篇はすべて戦国期の作文だ」という類の行論は、伝世文献を扱う上ではよほど慎重に為されねばならない。

冒頭に述べたように、『礼記』成立に関する基礎資料はそもそも矛盾している。これらに対する整合的な解釈は不可能であつて、資料の恣意的な取捨は不可避となる。本稿の推論は『漢書』『後漢書』を採つて『經典積文』『隋書』を捨てたものであり、別の前提からはまた別の推論も導かれ得るであろう。あくまでもこの前提に依存する推論の一つとして、『礼記』の編纂に関する上記のごとき仮説を述べる次第である。

注

(1)『白虎通』や『論衡』は、礼の経(『儀礼』)と礼記とを厳密に区別せず、礼記を単に「礼」として引く場合がある。また『白虎通』はたとえば「礼記曲礼」「礼中庸記」として

『礼記』文を引くことが多いが、月令や楽記は許慎に至るまで単に「月令」「楽記」として引かれており「礼記楽記」「礼月令記」などとは呼ばれない。

(2)津田左右吉「礼記および大戴礼の編纂時代について」(『史学雑誌』四二二二、昭和六年)など。増加資料の追記による図書目録の混乱は現代でもしばしば見られる事態である。

(3)常磐井賢十「大小戴礼記成立考」(『日本中国学会報』八、一九五六年)は、前漢期の戴氏学派や慶氏学派などがその内部で用いるためそれぞれ「礼記」を編纂したと考え、これらがその学派内部でのみ行われていたが故に『漢書』芸文志に録されなかったと考える。しかし、古文説を含む今本『大戴礼記』『礼記』のごときテキストを前漢の『儀礼』博士家が用いていたとは考えがたい。

(4)石黒俊逸「礼記成立に関する一考察」(『斯文』二二二一、昭和十四年)など。

(5)『文選注』引『七略』は「曲台之記」と称し、『漢書』芸文志は「曲台后倉」と、同儒林伝は「后氏曲台記」とする。なお『魏書』礼志に引く孫惠蔚の上言に「曲台之記、戴氏所述。」とある。

(6)『隋書』経籍志は單純に、河間献王が百三十篇を得て劉向がこれに敘したと述べる。

(7)『漢書』芸文志は『記』と『楽記』とを別出する。楽記を

『礼記』の一部とする認識は『風俗通』が最古か。

(8) 『漢書』郊祀志や韋玄成伝は「礼記祀典」として現行本祭法篇の後半部を引いており、『漢書』所見『礼記』の祭法と祀典を現行本が合綴していることが判る。劉歆『三統曆』に基づく『漢書』律曆志はこれを「祭典」と称しており、合綴はあるいは劉向校書の際に行われたものか。

(9) 蔡邕「大尉喬玄碑」に「大鴻臚之曾孫、広川相之孫、東萊太守之元子也」「春秋七十五、光和七年五月甲寅薨」とある。同「碑陰」に「漢興、世以礼学為業。高祖諱仁、位至大鴻臚、列名于儒林。祖侍中、広州相。考東萊太守」とあるが、その学統に関する具体的な記述は無い。

(10) 『後漢書』が橋玄の卒年を光和六年（一八三年）とするのと、『後漢書』の橋氏に関する記録の後次性を傍証する。中平改元により光和七年が抹消されたため後人が誤り改めたものであろう。橋玄は一〇九年生、一八四年没と暫く定める。

(11) 常磐井は「大戴・小戴・慶氏の三家はそれら（井上注：…后倉門下に蓄積された雑多な礼説）から各別に任意に、八十五篇・四十九篇・四十九篇を択びとつた」と想定するが、また慶氏の「四十九篇」が「伝写の譌誤」である可能性をも示唆する。ただし、七の自乗である四十九に何らかの数秘術的な意味が付与されていたといった事情があれば

（たとえば『易』繫辭伝上に「大衍之数五十、其用四十有九」とある）、小戴学派と慶氏学派とがそれぞれ独立に四十九篇の『礼記』を編纂するという事態も有り得ようか。なお『新学偽経考』も「三家博士刺取『礼記』、多寡去取各有不同」と想像する。

(12) 津田も『礼記』が曹氏に出るものと想定する。なお周徳良『白虎通暨漢礼研究』（台湾学生書局、二〇〇七年）は曹褒の礼学について斬新な説を唱えるが、筆者は現在のところ周説を充分に理解した上で賛否を明らかにすることができない。

(13) 盧植およびその『礼記』注や鄭玄との関係などについては、池田秀三「盧植とその『礼記解詁』（上）・同」（下）（『京都大学文学部研究紀要』一九・三〇、一九九九年）が詳しい。

(14) 中華書局評点本が「周礼」に書名号を付すのは疑問。この「周礼諸経」はいわゆる「周礼」ではなく「周の礼に関する諸経」すなわち周儀の二礼を指すのだろう。

(15) 『隸釈』『隸統』が引く漢石経の残字には『儀礼』文が見えるが、『後漢書』蔡邕伝注引『洛陽記』には「太学、在洛城南開陽門外。講堂長十丈、広二丈。堂前石经四部。本碑凡四十六枚。西行『尚書』『周易』『公羊伝』、十六碑存、十二碑毀。南行『礼記』十五碑、悉崩壞。東行『論語』三碑、

二碑毀。『礼記』碑上有諫議大夫馬日磾・議郎蔡邕名」とある。約一万六千字の『論語』が「三碑」ならば「十五碑」は八万〜十二万字程度に相当し、これは今文『儀礼』（約五万七千字）よりも『礼記』（約九万七千字）に適合的。ただし『洛陽記』は礼碑崩壊後の記録であり疑問は残る。

(16) 馬融は犇恂の門弟・女婿で、曹褒の卒年（一〇二）には二十四才。恂は「明『礼』『易』、遂治五經、博通百家之言」（『高士伝』）とされるがその礼学の由来は未詳。馬融「自敘」（『世説新語』劉注引）は「少而好問、学無常師」とするが、これは『論語』を踏まえた修辞だろう。

(17) 具体的には、下記二条。

・ 不離禽獸（曲礼上）「禽獸」盧本作「走獸」。（积文）
・ 為其拜而夔拜（同）「夔」……盧本作「踣」。（积文）
『积文』や『正義』は他に檀弓下や礼器についても盧本の異同を指摘するが、この異同は当時存在した鄭注本のバリエーションにも含まれており、盧本と鄭本との間の異同として確実なものではない。

なお楽記「名之曰建夔」について馬国翰は、『後漢書』馬融伝に「臣聞昔命師於建夔」とあることを根拠として馬本が「建夔」に作っていたとする。しかし該条の鄭注は「建夔為鍵」とするのみで異文を掲げず、『积文』も馬本との異同を言わない。

(18) 盧植が『礼記解詁』を完成したのは馬融の死後すなわち鄭玄東帰の後であろうから、鄭注と盧注とがしばしば齟齬することをもって鄭玄の盧本に基づくことを疑うべきではなからう。なお喪大記「君裏椁」の鄭注「裏椁之物、虞篋之文、未聞也」に対して『正義』は「盧氏雖有解积、鄭云「未聞」。今略盧氏、不録也。」としており、これによれば鄭玄は『礼記』盧注を見ていなかったこととなる。

『礼記』礼器「詩云匪革其猶聿追來孝」の疏に「鄭荅吳模云、為『記』注之時、依循旧本。此文是也。後得『毛詩伝』而為『詩』注、更從毛本。故与『記』不同」とあるが、坊記疏・燕燕疏・南陔疏などに鑑みれば礼器疏引『鄭志』にいう「旧本」は馬盧本『礼記』を指し、張恭祖本や『詩』の旧本などではない。

なお中華書局評点本『後漢書』は鄭玄が張から「礼記」を受けたとするが、これは「礼・記」すなわち礼経と礼記の二書と解すべきであろう。

(19) たとえば注(21)拙稿にて指摘した曲礼篇の或文を兪樾は指摘していない。兪樾は或文のうち「無足深論」なる者については「皆不具説」としているが、当該部分はこの注記以前に見え、意図的な省略とも思えない。

(20) 兪・王はいずれも、月令篇注が掲げる「今月令」との異同を『礼記』の別本ではなく『吕氏春秋』等との校合記と

みて教えない。また連続する或文の指摘を一条と数えるので、実際には異同はさらに増加する。なお楊天宇『鄭玄三礼注研究』（天津人民出版社、二〇〇七年）は鄭注の掲げる異本として「一八五条」を指摘するが、俞・王のいずれをも参照していないようだ。

(21) 拙稿「韓元吉本『大戴礼記』注の引書について」（『集刊東洋学』九九、二〇〇八年）。

(22) 『礼記』各篇の字数は和刻単経本により概算。若干の篇について紹熙余氏刊本の称などと比較すれば篇あたり最大で十数字の誤差が認められたが、本稿の目的には充分な精度と判断し簡易な方法によった。

各篇の字数に関して附言すれば、曲礼・檀弓・雜記が上下に分けられていることについて鄭玄『目錄』は「以簡策繁多、故分為上下二卷」などと述べる。しかし、四千五百字ほどの雜記が上下に分けられ五千字を超える月令や樂記が分けられていないという事実は、「簡策繁多」という説明に反する。短文の集成である曲礼が樂記などより分割しやすいのは当然だが、むしろ曲礼等三篇の上下分割は馬融以前に施された措置で、馬融が刪節を加えた（他篇との重複を削除するなどした）結果雜記が減少したものと考えたい。ちなみに『白虎通』などは曲礼や雜記として今本『礼記』に見えない文を引く。

(23) 『史記』封禅書によれば文帝が『王制』を編纂させたのは賈誼の没後となるが、『新書』無蓄篇は「王制曰」として今本『礼記』王制篇に一致する文言を引く。丁晏『佚礼扶微』などは無蓄篇を根拠に王制を先秦の古書とするが、『漢書』食貨志が引く賈誼言には王制からの引用部分は見えない。無蓄篇末尾に見える王制からの引用は後人の附加であろう。

(24) ただし蓄積された変異の量を「時計」として用いる方法には、次のような条件を要す。(1)文献（『礼記』の各篇）が「閉じ」られ、ある程度の権威を持つていること。もしも鈔者によってテキストが自由に改変され得、あるいは別本が故意に創出されるならば、「時計」の信頼性は損なわれる（本稿が『孔子家語』や王肅本『礼記』を用いない理由はこれである）。(2)校者（鄭玄）が各篇ごとにバラつきなく適切な異本を参照し、異同を公正に記録していること。

とくに(2)の条件を想定するのは困難であり、或文の多寡は実際にはそれほど厳密な時計とはなり得ない。

(25) 『礼記』四十九篇のうち二千字を超える篇は二十あり、そのうち或文が皆無なのは文王世子と月令のみ。ただし月令については「今月令」や「夏小正」との異同が指摘されており、とくに「今月令」との異同は二十に近い（後述）。

(26) 喪服四制「禿者不髻、僇者不袒、跛者不踊」注「髻或為免」は問喪「故曰、禿者不免、僇者不袒、跛者不踊」に対応するが、

この場合でも鄭玄は単に「或為」として「問喪作」などとはしない。これは喪服四制と問喪との異同を指摘するものではなく、喪服四制の別本について述べたものだろう。ついでに言えば、投壺の鄭注が挙げる或文二はいずれも『大戴礼記』投壺に対応せず、『礼記』雜記下と『大戴礼記』諸侯禩廟の重複部分についても同様である。

(27) 「今月令」を「今文の月令」とするならば、鄭玄はこれに對する『礼記』月令を古文と認識していたかと疑われる。しかし『目錄』（孔疏引）は「名日月令者、以其記十二月政之所行也。本『呂氏春秋』十二月紀之首章也。以礼家好事抄合之」としており、『礼記』月令を『呂氏春秋』に取材したものとす。また孔疏は「但月令出有先後。入『礼記』者為古。不入『礼記』者為今、則『呂氏春秋』是也」とするが不審。

(28) 『礼記』月令「淫雨蚤降」の鄭注に「今月令作衆雨」とあり『說文解字』は「明堂月令曰、霖雨」（雨部霖）とする。また月令「命漁師伐蛟取鼈」の鄭注に「今月令、漁師作榜人」とあり『說文』は「明堂月令曰、舫人。」（舟部舫）とする。許慎は『礼記』月令篇ではなく『明堂月令』を見ていたらしく、しかもこれは『礼記』月令よりも鄭玄所見「今月令」に近かつたらしい。今本『呂氏春秋』は該当部分を「淫雨早降」（季春紀）・「令漁師伐蛟取鼈」（季夏紀）とし

ており『明堂月令』や「今月令」とは一致しない。ただし今本『呂氏春秋』が『礼記』によって校訂されている可能性には留意すべきであろう（島邦男「礼記月令の成立」、『集刊東洋学』二二、一九六九年）などを参照）。

『明堂月令』の書名は『漢書』魏相伝などに見え、芸文志にいう「明堂陰陽三十三篇」「明堂陰陽記五篇」との関連も当然に疑われる。なお近出の清華大学新蔵戦国竹書には月令の十二紀に似て五行を説く古佚書が含まれているとも仄聞する。あるいは『淮南子』時則訓のごとき篇かとも思われるが未詳。

(29) たとえば井上亘「『礼記』の文献学的考察——『冊書』としての『礼記』」（『東方学』一〇八、二〇〇四年）。

(30) 礼運第九と礼器第十が連続することも注意される。孔疏が『礼記』の篇目について「以類相附」と述べるのは所拠を知らないが示唆的であろう。

(31) 中庸については秦代に大規模な改変が施されているが、その本質の孔子語録たるを失ってはいない。坊記は『論語』を引いており漢代の完成となるが、その中核となる孔子語録の古さを妨げるものではない。経伝を引用した総括の部分が比較的容易に改変され得ることは、郭店本『緇衣』などの出土により明らかとなった。

(32) さらに強いて言えば、前半部には今文が、後半部には古

文が多いという傾向も指摘し得ようか。

(33) 冠義以下あるいは儒行以下を第三の部分と考えることもできよう。

(34) してみると、『礼記』中もっとも雑駁大部な曲礼と檀弓が前半部の（あるいは『礼記』全体の）冒頭に置かれていることは、これらを新しいものと見て（篇そのものの成立が新しいという意味ではなく、これらの篇が『礼記』に組み込まれた時期が新しいという意味において）自然に理解されるだろう。続く王制第五は漢儒の作であり、月令第六は『呂氏春秋』に基くとされる。この配列からこれらの篇が加上されていく過程を看取せんとするのは、あるいは穿ちすぎであるうか。

(35) 『白虎通』が引く礼記として篇名が明らかかなものは曲礼・檀弓・王制・管子問・礼運・礼器・郊特牲・内則・玉喪・明堂・喪服小記・学記・雜記・祭法・祭義・祭統・経解・坊記・中庸・奔喪・閔伝・保傅・五帝・諡法・親属・三正・王度・別名。なお月令・楽記・夏小正は礼記の一篇としてではなく単行本として引かれているようだ。

『白虎通』に見えない篇は文王世子（ただし『漢書』律曆志は「礼記文王世子」として現行本と同じ句を引く）・大伝・少儀・喪大記（ただし『白虎通』喪服は現行本喪大記に見える文を「礼間伝」として引く）・哀公問・仲尼燕居・孔子

問居・表記・緇衣・問喪・三年問・深衣・投壺・儒行・大学・冠義・昏義・鄉飲酒義・射義・燕義・聘義・喪服四制。哀公問等三篇および三年問以下の十二篇が全く見えないことが注意される。

(36) 強いて挙げれば、『礼記』哀公問の「君」「妃」に対する『大戴礼記』哀公問於孔子の「君子」「配」などは意図的な改変かと疑われ、後者の新しさを示唆するようでもある。

(37) 注(29)井上論文や西山尚志『礼記』孔子問居篇の成立について—上博楚簡『民之父母』を出発点として（『中国出土資料研究』十二、二〇〇八）など。